

タクマガグループの皆さまへ

団体医療保険

傷害補償 (MS&AD型) 特約・疾病補償特約セット団体総合生活補償保険

団体割引
10%適用

ケガ
日常生活の
さまざまな事故に
よるケガに対応

個人賠償
ご家族全員の法律上の
損害賠償責任事故を
補償

病気
日帰り入院・手術
から補償



申込締切日 : 平成30年2月23日(金)

保険期間 (ご契約期間) : 平成30年3月1日午後4時から1年間

保険料払込方法 : 平成30年5月分給与より控除開始(月払12回)

加入申込票提出先 : 各社給与担当部署経由 株式会社タクマガグループ人事課

同封の加入申込票に必要事項を記入していただき、ご署名のうえ2月23日(金)までにご提出ください。
★前年と同一タイプで継続する場合は、自動継続となりますので、加入申込票の提出は不要です。

お問い合わせは・・・

【取扱代理店】
(株) アイメット 西日本営業所 (担当: 平松) 兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33 タクマビル
TEL: 06-6483-2727(内線 6273)
FAX: 06-6483-2729
E-mail: hiramatsu@i-met.co.jp
HP: http://www.i-met.co.jp/

(株) アイメット 本社 (担当: 小川)
東京都中央区日本橋大伝馬町1-7 日本橋ノースプレイス6階
TEL: 03-5642-7788
FAX: 03-5642-7789
E-mail: noro@i-met.co.jp
HP: http://www.i-et.co.jp/

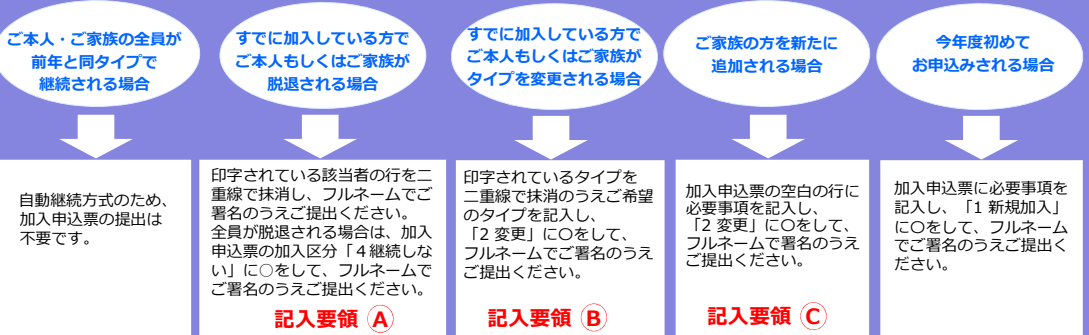
【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険 (株) 関西企業営業第三部 営業第一課
〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10 TEL: 06-6363-7544

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

(2017年11月承認) A17-103054

ご加入の手続き

※補償内容を変更する場合は、加入申込票に必要事項を記入し、「2 変更」に○をして、ご署名のうえご提出ください。
※継続を中止する場合は、「4 継続しない」に○をして、ご署名のうえご提出ください。
※現在加入の方で継続する場合は、年齢群により保険料が変更となる場合がありますのでご注意ください。
※前年と同タイプで継続する場合も、必ず「パンフレット」および「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



医療費の準備はされていますか？



保険金お受取り例

入院保険金日額7,000円 (タイプ 6D) の場合

肺炎で30日間入院した場合

受取総額 **210,000 円**

疾病入院保険金..... 21万円 (日額 7,000円×30日)

脳卒中で手術、120日間入院した場合

受取総額 **910,000 円**

※入院中の頭蓋内観手術の場合

疾病入院保険金..... 84万円 (日額 7,000円×120日)

疾病手術保険金..... 7万円 (7,000円×10倍)

ケガはもちろんのこと、**タイプ4D** 疾病入院保険金日額3,000円

万一の病気にも備えて **タイプ5D** 疾病入院保険金日額5,000円

おけば安心だね! **タイプ6D** 疾病入院保険金日額7,000円

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、他の損害保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険のホームページをご覧ください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

【税法上の取扱い(平成29年11月現在)】
払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●この保険は株式会社タクマガを保険契約者とし、タクマガグループの役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険(MS&AD型)の団体契約です。
●団体総合生活補償保険(MS&AD型)の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(株式会社タクマガ)に交付されます。

補償内容と月払保険料

団体割引10%適用のため、個人で加入いただくよりも割安な保険料でケガや病気の補償が得られます！

タイプ

ケガの補償 お仕事・日常生活中・レジャー中におけるさまざまな事故によるケガを補償します **タイプ 1D・2D・3D**

ケガ・病気の補償 ケガの補償に加えて、病気への備えを確保できます！ **タイプ 4D・5D・6D**

補償内容

傷害入院




<傷害入院保険金>

支払われるとき
事故によるケガの治療のために入院したとき

ポイント
日帰り入院もOK!
1事故につき、180日まで！

傷害手術




<傷害手術保険金>

支払われるとき
事故によるケガの治療のために所定の手術を受けたとき

ポイント
1事故につき、何度でもお支払い
傷害入院保険金日額の入院中は10倍、入院中以外は5倍
※ただし、手術を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

傷害通院




<傷害通院保険金>

支払われるとき
事故によるケガの治療のために通院したとき(往診を含みます)

ポイント
1事故につき、90日まで！

疾病入院




<疾病入院保険金>

支払われるとき
発病した病気の治療を目的として入院したとき

ポイント
日帰り入院もOK!
1入院につき、180日まで！

疾病手術・放射線治療



<疾病手術保険金・疾病放射線治療保険金>

支払われるとき
発病した病気の治療を直接の目的として所定の手術または放射線治療を受けたとき

ポイント
日帰り手術もOK!
何度でも(無制限)！
手術だけでなく放射線治療も対象
※ただし、手術・放射線治療を複数回受けた場合等についてはお支払いの限度があります。

- セットされている特約<全タイプ共通>
- 傷害入院保険金支払限度日数/180日
傷害入院保険金支払対象期間/180日
免責期間/0日
- 傷害通院保険金支払限度日数/90日
傷害通院保険金支払対象期間/180日
免責期間/0日
- <タイプ4D・5D・6Dのみ>
- 精神障害補償特約
- 疾病入院保険金支払限度日数/180日
疾病入院保険金支払対象期間/1,095日
免責期間/0日

ご加入できる方の範囲

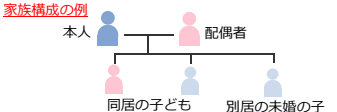
タクマグループの役員・従業員ご本人および役員・従業員ご本人の配偶者。ご自分で**平成30年3月1日現在において60才(生後15日)以上69才以下の方**からお選びいただいた方を被保険者ご本人とします。

- 継続加入は79才以下の方が可能です。
- 役員・従業員ご本人が**定年などにより退職された場合は、全員脱退となります。**
- 配偶者、ごどもの方単独でも加入できます。
- 個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)(注1)の被保険者の範囲に、本人、配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子です。

(注1)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注2)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。



- 保険料について
記載の保険料は団体割引10%を適用しています。
 - 60才以上の新規加入の方について
60才以上の方については、タイプ6Dに新規加入できませんのでご注意ください。(60才より前にご加入の場合は、80才(ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満79才)まで継続加入できます。)
 - 自動継続について
ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時の被保険者ご本人の年齢が満79才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。
傷害死亡保険金受取人は指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。
この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについてご継続を中止させていただくことがあります。

個人賠償責任危険補償加入時のご注意

【複数のご契約があるお客様へ】
被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険補償の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

タイプ		1D	2D	3D	4D	5D	6D
ケガ	傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円
	傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍		入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍			
	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	1,000円	2,000円	3,000円
病気	疾病入院保険金日額				3,000円	5,000円	7,000円
	疾病手術保険金 疾病放射線治療保険金	入院中の手術・放射線治療：疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍					
月払保険料(12回払)	平成30年3月1日現在の満年齢						
	0才				2,100円	3,600円	5,090円
	1才~4才				810円	1,440円	2,070円
	5才~9才				670円	1,220円	1,750円
	10才~14才				640円	1,170円	1,690円
	15才~19才				640円	1,170円	1,690円
	20才~24才				710円	1,290円	1,850円
	25才~29才				800円	1,440円	2,060円
	30才~34才	480円	900円	1,310円	840円	1,510円	2,160円
	35才~39才				860円	1,530円	2,190円
	40才~44才				900円	1,610円	2,300円
	45才~49才				1,040円	1,840円	2,620円
50才~54才				1,300円	2,260円	3,220円	
55才~59才				1,610円	2,780円	3,950円	
60才~64才				2,100円	3,600円	5,100円	
65才~69才				2,890円	4,920円	6,940円	

※70才以上の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。

オプション	タイプ	AD
傷害・死亡後遺障害保険金額		200万円
個人賠償責任危険保険金額(免責金額：0円)		—
月払保険料(12回払)		220円 プラス

オプション	タイプ	BD
傷害・死亡後遺障害保険金額		500万円
個人賠償責任危険保険金額(免責金額：0円)		—
月払保険料(12回払)		540円 プラス

オプション	タイプ	CD
傷害・死亡後遺障害保険金額		—
個人賠償責任危険保険金額(免責金額：0円)		1億円
月払保険料(12回払)		80円 プラス

オプション

※単独ではご加入できません。 **タイプ AD・BD**

傷害死亡・後遺障害



<傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金>

支払われるとき
事故によるケガのために死亡したときや約款所定の後遺障害が発生したとき

ポイント
死亡の場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の**全額**！
後遺障害の場合、その程度に応じて、約款所定の保険金支払割合(4%~100%)
※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※単独ではご加入できません。 **タイプ CD**

個人賠償責任危険補償(示談交渉サービス付)



<個人賠償責任危険保険金>

支払われるとき
偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき(免責金額：0円)

ポイント
引受保険会社が被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行うサービスがセットされています。
※事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

他の保険契約に関する告知義務

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込票に記入していただきます。正しく記入しただけでなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

健康状態の告知について(タイプ4D・5D・6Dにご加入の方)

- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

始期前発病について(タイプ4D・5D・6Dにご加入の方)

保険期間の開始時(注)「より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます)については、保険金をお支払いできません。」

※上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時(注)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後発病により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いすることができます。(注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。